

10 議案第 14 号関係

おいらせ町国民健康保険条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
（町が行う国民健康保険<u>の事務</u>） 第1条 町が行う国民健康保険<u>の事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。	（町が行う国民健康保険） 第1条 町が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。